

平成29年3月第10回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成29年3月30日第10回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行                      2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄                      4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子                      6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子                      8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一                      10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘                      13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭                      15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子                      17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

		副 町 長	
町 長	齋 藤 貞	企画財政課長	三戸部 貞 雄
		事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課	関 本 博 之
		財務班長	
企画財政課	宍 戸 和 博	企画財政課	南 部 浩 秀
企画班長		復興管理班長	
用地対策	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
課 長			
町民生活	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
課 長			
被災者支援	吉 田 美和子	健康推進	岡 本 比呂美
課 長		課 長	
農林水産	齋 藤 幸 夫	商工観光	齋 義 弘
課 長		課 長	
都市建設	佐々木 人 見	復興まちづくり	袴 田 英 美
課 長		課 長	
上下水道	川 村 裕 幸	会計管理者	牛 坂 昌 浩
課 長		兼会計課長	
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長	鈴 木 邦 彦
		兼学務課長	
生涯学習	佐 藤 和 江	農業委員会	菊 地 和 彦
課 長		事務局長	
選挙管理委員会	阿 部 清 茂	代表監査	澤 井 俊 一
書記長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壯 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
------	---------	------	---------

主 事 櫻 井 直 規

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第44号 亶理町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費の特  
例に関する条例

日程第5 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午後3時00分 開会

議長（佐藤 實君） こんにちは。

会議が始まる前に議員各位にご連絡いたします。

本会議における「企画財政課長事務取扱」の呼び方についてであります、「副町長及び企画財政課長事務取扱」を統一しまして「副町長」と呼びます。

なお、会議録の記載については、それぞれの名称で記載します。

これより平成29年3月第10回亶理町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。

町長から、条例案1件、報告1件、合計2件の議案が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 本日、第10回亙理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位におかれましては何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、議案1件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第44号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

3月28日、仙台地方裁判所において、本町職員吉田充彦が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、及び公契約関係競売入札妨害で有罪判決を受けました。このことは、議員各位や町民の皆様を初めとする多くの方々に多大なるご迷惑をかけるとともに、町のイメージダウン、そして、町政に対する皆様の信頼を著しく失墜させたものと職員の監督者として深く反省しており、改めておわび申し上げる次第であります。

町といたしましても、二度とこのようなことが起きないように再発防止に努めるとともに、法令の遵守、そして公務員倫理の徹底を図り、皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考える所存であり、この職員に対しては懲戒免職という厳正な処分を行ったものでありますが、あわせて、私自身も職員の管理監督者としての責任を重く受けとめ、自戒措置として町長、副町長、教育長三役の給料減額を行うため、今回提案するものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成28年度亙理第5－2号汚水枝線（その1）工事において、工事の一部内容変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成29年3月22日専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第44号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費の特例に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第44号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及

び旅費の特例に関する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、議案第44号 互理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

こちらの条例の制定理由につきましては、先ほど町長が提案理由の中で申しあげましたとおり、今回の事件で、吉田充彦前企画財政課長につきましては懲戒免職処分という処分を行ったわけですが、その管理監督者の責任ということで重く受けとめ、三役について、みずから給料の減額を行うため、特例の条例を制定するものでございます。

まず、第1条につきましては、町長の給料月額でございますが、29年4月1日から3カ月間、100分の30を減額するという内容でございます。

それから、第2条につきましては、副町長の給料月額でございますが、こちらも4月1日から2カ月間、100分の20減額するものでございます。

それから、第3条、教育長の給料月額でございますが、こちらは4月から1カ月間、100分の10減額するという内容でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年6月30日限りその抗力を失うというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この議案については、昨年12月ですか、今、100分の30と言いましたけれども、実質は100分の20だと思いますけれども、12月に100分の実質10で我々のところに議案書を追加議案として配付されました。それで、後日、その配付された議案書は取り下げというような形になったと思います。それで、今回、議案第44号では、実質100分の20、そして、副町長が100分の10、新たに教育長が100分の5というような実質の給与の減額、これが出てきました。

このように12月に配付された、そして、取り下げられた議案書と今回出てきたこの減額率が違うとなった理由は、何でこのような減額率になったその理由をひとつお聞かせ願いたいと思います。

まず、提出者みずからお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 12月に提出したのは、まだ裁判中ということもございましたが、先ほど申し上げたとおり、管理監督責任があると、そういった態度を示すべきじゃないかということでご提案しました。

それから、率でございますけれども、実質と申されますけれども、これは条例で正当な給与と決まっているわけですが、平成18年から1割、ずっとカットしております。したがって、実質といっても、実質2割だと私は思います。今までの積算しましても相当の金額になるわけでございますから、今回の場合の提案も、今回は判決が正規に出ました。これを重く受けとめまして、このような率で提案したと、そういうわけでございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 12月の100分の10というのは、重く受けとめていたのかいまいかわかりませんが、今回100分の20になったというその理由をまだ述べていないんですね。町長はね。10%上げたというのが。そして、教育長も含まれたと。その辺の理由は提出者は述べていないと、今の答弁では。（「はい、議長」の声あり）ちょっと待ってください。まだですよ。

それで、この100分の20というような減給率は、何を参考にされてこのような率になったのか。それで、副町長、教育長まで含めた減給率になっているけれども、どのような事由で、このような教育長まで含めたのか。その辺もあわせて答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長につきましては、昨年の10月から町長の任命ということになったので三役ということになりまして、執行責任の三役の一員ということで教育長を加えたわけでございます。

それから、何度も申し上げますけれども、実質じゃなくて、実質はあくまで30%でありまして、決して2割とか1割とか、1割減というのは、もう18年から減給しているわけでございますから、実質2割であり3割と。今回の場合の3割というのは、あくまで今回の判決が出まして、それを受けとめ、それから、いろんな参考例、事務当局にもいろいろ調べていただきまして、こういった事例というのはなかなかないとは思いますが、そういった事例から勘案して決定させて

いただいたわけです。

それから、それぞれ副町長あるいは教育長、段階的に率が違うわけですが、それは職責の重さということを勘案して提案させていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 町長は今、この私の質問に答えてないんですね。12月に出した、配付された我々のと、今回変わった理由というのは何でだと私は聞いているわけ。みずからね。

そして、教育長は、今、教育長は任命権者が町長になったから、それを加えた。12月のときだって、それは同じなんですね。10月に任命権者は町長になっているんだから、もう。とっくに。だったら12月に教育長もこれに含めなきゃなかった。配付された議案書の中に。これは入ってないと。それも、そして率も違ふ。その引き上げた理由がね、何を換算して10から、実質って言うけども、前の実質の10%というのは、災害を含めたみずからの三役の方々の減額をしていたわけですね。今回の事件についての責任のとり方の実質は、20%ですよ、町長は。プラス20しただけ、だから100分の30になったんですよ。そういうふうに我々は解釈します。今回新たに100分の30をしたわけじゃないんです。今回の事件についての責任のとり方としては20だけですよ。

それで、12月に出したときは何で、教育長、そういうふうに言うけども、12月にも出てきてもいいはずですよ。任命権者は10月にやっているんですから。それは答弁になってないですよ。町長は。（「はい、議長」の声あり）待ってください。だから、それをはっきり答弁をしてください。10月に教育長を何で含めなかったのか。今回含める。その変わった理由。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長につきましては、この事件につきましては、昨年10月から教育長が町長任命だったわけですが、その前は町長の任命じゃなかったという、そういう判断をしたわけですが、今回、10月からなったということでやっぱり教育長も加えるべきだろうというふうな判断を。（「何で12月に出さないの」の声あり）そういうことで出さなかったわけでございます。

それからもう一つ、今申し上げたようにですね、今回の場合、裁判の裁判所の決



定を見ましても、いわゆる入札制度の否定といたしますか、入札制度を覆すものだというふうな非常に厳しい判断が出たので、その辺も加味した中で、前回よりも引く率を多くしたと、そういった経過でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費の特例に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費の特例に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第5、報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、報告第7号についてご説明を申し上げます。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）

平成29年3月22日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書がございますけれども、専決処分書。

平成28年度亘理第5-2号汚水枝線（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分す

る。平成29年3月22日でございます。

次のページに概要を記載しておりますが、参考に載せておりますけれども、工事名でございますが、工事名につきましては、平成28年度亘理第5－2号汚水枝線（その1）工事。

契約締結年月日でございますが、平成28年9月8日。変更の締結年月日が29年2月20日。第2回の変更契約年月日が29年3月22日でございます。

変更前請負金額でございますが5,508万円。変更後の請負金額が5,733万5,040円で、225万5,040円の増額となるものでございます。

この契約の相手方でございますが、亘理町逢隈高屋字中野上108番地の斎藤工務店・小野工務店・永井組の復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この工事の場所でございますけれども、県道吉田浜山元線の常磐線との踏切の郵便局の西側でございますけれども、その西側から浜吉田北区の集落に入っていく路線でございます。

この工事につきましては、施行承認で沈埋工法から小口径の推進工法に変更したことに伴いまして、マンホールの設置箇所に変更して鋼製ケーシングを設置することが実地工事の施工性を考慮して接続点となる最上流の組立1号マンホールを削減するものでございます。ですから、組立1号マンホールが6カ所から5カ所に1カ所減工したものでございます。

また、2つ目は、隣接の土地所有者の要望によりまして、この公共ますの取り出し位置を次の工事の区間にしてほしいというような変更を行ったため、公共ますを、またこれも10カ所から1カ所削減したものでございます。

3番目でございますけれども、付帯工、一式ということで変更前に同じというようなことでございますけれども、付帯工が一式でございますけれども、その中身の中で、付帯工の中に平成26年度に施工した汚水枝線工事のガイドールの撤去と、これが105メートルでございます。また、舗装の復旧工事を行うというような内容で405平米を増額したことに伴いまして、225万5,040円の増額となったものでございます。

工期については変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契

約) 説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年3月第10回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時17分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 熊田 芳子

署名議員 佐藤 アヤ